

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 13 節 軽減税率</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-2 令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 定率法施行令第 65 条に規定する「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）」とは、具体的には、児童福祉法の規定に基づき設置された乳児院（同法第 37 条）、保育施設を有する母子生活支援施設（同法第 38 条）、保育所（同法第 39 条）、保育施設を有する児童館（同法第 40 条）、児童養護施設（同法第 41 条）、障害児入所施設（同法第 42 条）、児童発達支援センター（同法第 43 条）、<u>児童心理治療施設</u>（同法第 43 条の 2）及び児童自立支援施設（同法第 44 条）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の規定により設置された幼保連携型認定こども園（同法第 2 条第 7 項）をいう。この場合において、「保育施設」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条（設備の基準）に規定する設備を有する保育施設をいうものとする。</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 13 節 軽減税率</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-2 令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 定率法施行令第 65 条に規定する「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）」とは、具体的には、児童福祉法の規定に基づき設置された乳児院（同法第 37 条）、保育施設を有する母子生活支援施設（同法第 38 条）、保育所（同法第 39 条）、保育施設を有する児童館（同法第 40 条）、児童養護施設（同法第 41 条）、障害児入所施設（同法第 42 条）、児童発達支援センター（同法第 43 条）、<u>情緒障害児短期治療施設</u>（同法第 43 条の 2）及び児童自立支援施設（同法第 44 条）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の規定により設置された幼保連携型認定こども園（同法第 2 条第 7 項）をいう。この場合において、「保育施設」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条（<u>保育所の設備の基準</u>）に規定する設備を有する保育施設をいうものとする。</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p>